



2026 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 川 西 倉 庫 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 川 西 二 郎
(コード番号 9322 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 高 杉 誠
(TEL 078-671-7931)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2022 年 5 月に将来のあるべき姿を策定した長期ビジョン『KAWANISHI2030』を公表し、2030 年度に掲げる飛躍的成長を実現させるため、2022 年度から始まる 9 年間を 3 つの Phase に分割したロードマップを策定いたしました。同ロードマップに基づき、2023 年 3 月期から 2025 年 3 月期を Phase I として位置づけ、中期経営計画『Vision2024 物流イノベーションへの挑戦』を策定し、業績の安定及び財務基盤強化に向けて邁進してまいりました。

また、2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期を Phase II として位置づけ、中期経営計画『Vision2027 事業領域の拡大』を策定し、三大重点戦略「三本の矢」で掲げるⅠ.「次世代型物流施設の計画推進」、Ⅱ.「ASEAN 投資」、Ⅲ.「リコンストラクション（拠点/組織の再構築）」を基本戦略として、企業価値のさらなる向上に取り組んでおります。

一方で、株式市場においては、政策保有株式を見直す動きが進んでいますが、今般、当社株主である取引金融機関より当社株式売却の意向を確認いたしました。これを受け、当該株式売却の最適な手法を慎重に検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しつつ、当社株式の市場流動性の向上と株主構成の能動的な再構築を図ることが可能であると判断し、本売出しを実施することといたしました。本売出しを通じて、当社に対する認知度の向上、投資家層の多様化、当社株式の市場流動性向上を実現し、ひいては企業価値向上に繋がることを企図しております。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1)	売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式	435,700 株
(2)	売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	みずほ信託銀行株式会社	150,000 株
		株式会社みずほ銀行	134,700 株
		損害保険ジャパン株式会社	100,000 株
		株式会社三井住友銀行	51,000 株

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断
でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 8 月 31 日(月)から 2026 年 9 月 2 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 川西 二郎に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 65,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 65,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 川西 二郎に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から 65,300 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、65,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026 年 9 月 28 日（月）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 9 月 28 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行並びに当社株主である川西多美、川西二郎及び明治安田生命保険相互会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及び当社の役員株式報酬制度（株式給付信託（BBT））に基づく当社普通株式の交付並びに従業員株式給付制度に基づく当社普通株式の処分または交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部または全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社が認識する限り、当社の大株主（2026 年 3 月 31 日時点における大株主上位 10 名のうち、川西多美、川西二郎及び株式会社みずほ銀行を除く 7 名。）から、2026 年 8 月 21 日までに、保有方針を変更する旨の連絡は受けておりません。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。